

福岡自動車運転免許試験場ガス供給契約書（案）

- 1 件 名 福岡自動車運転免許試験場ガス供給
- 2 供給場所 福岡市南区花畑四丁目7番1号
- 3 契約期間 自 令和8年 1月 1日
至 令和9年 1月 31日
(供給期間：令和8年1月の検針日の翌日から令和9年1月の検針日まで)
- 4 契約単価 別紙「様式1」のとおり
- 5 契約保証金

上記のガス供給について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者

(総則)

第1条 福岡県(以下「発注者」という。)及び(以下「受注者」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、仕様書に基づき、発注者が使用するガスを契約書記載の契約期間(以下「契約期間」という。)中、発注者が使用するガスを需要に応じて供給するものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行うものとし、協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本国通貨とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、福岡地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とする。

(契約保証金)

第2条 福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、中小企業等が債権のうち売掛債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関及び信用保証協会に対し譲渡する等特段の理由がある場合について書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の売掛債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、売掛債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(ガス使用料の請求及び支払)

第4条 ガス使用料は、月払いとする。

2 受注者は、月毎に一般ガス導管事業者が計量した発注者のガス使用量に基づき、使用量に応じたガス使用料の支払を、発注者に請求するものとする。

3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以

内若しくは受注者の供給条件に支払期日の定めがある場合は、受注者の供給条件に従って、ガス使用料を支払わなければならない。

- 4 発注者は、月の中途において契約を締結又は解除した場合は、供給条件により算出した額を受注者に支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第5条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。

(2) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第8条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 第3条第1項の規定に違反して売掛債権を譲渡したとき。

(8) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(9) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為をおこなったと認められるとき。

- 2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 7 条 前二条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 8 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 9 条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 10 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、参考総価比較額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第 5 条又は第 6 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

3 前二項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項（第 3 号から第 5 号までを除く。）の規定は適用しない。

4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（賠償の予定）

第 10 条の 2 前条の規定にかかわらず、受注者は、第 6 条第 2 項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、参考総価比較額に消費税及び地方消費税の額を加えた額の 100 分の 20 に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
（受注者の損害賠償請求等）

第 11 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の原因となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 8 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 4 条第 3 項の規定による支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第 12 条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 第 11 条第 1 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

(紛争の解決)

第 13 条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(補則)

第 14 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治 29 年法律第 89 号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)その他日本国の法令及び福岡県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。